

令和4年度 広島大学法学部第3年次編入学試験
問題「外国語（英語）」解答例等

[I]

問 1

「底辺への競争」とは、国家がハイテク技術を持つ多国籍企業などを誘致するために、他国よりもより税率を引き下げようとする意を意味する。こうした多国籍企業は、工場などの物理的資産が少ないため、低税率の国に子会社を設立し、そこを経由してデジタル収益を得ることで、利益の大半を稼いでいる国における税の支払いを回避していると批判されている。そのため、グローバルな協力によって最低法人税率が導入されれば、多国籍企業が国同士を戦わせて税率を下げ、国民の歳入を犠牲にして利益を得ることはできなくなると考えられる。

問 2

Google (Alphabet) ／Apple／Facebook

問 3

今回の交渉は、このジョー・バイデン米大統領の政権が推奨した最低税率を 15%以上とするという計画案で合意し、同時に新しいデジタル税は、少なくとも 200 億ユーロ（237 億ドル）の収益を上げ、利益率が 10%のハイテク企業約 100 社を対象とすることになった。この合意には、OECD 諸国だけでなく、中国やインドを含む 130 か国が参加した。一方で、国際的な税率調整のための交渉が次に直面する課題は、デジタル・サービス税に関するものになると想われる。フランスや英国はすでに、インターネット広告などで得た国内収入に課税する独自のデジタル・サービス税を導入している。米国は、これらのデジタル・サービス税を、今回の合意が成立した後、速やかに停止または廃止するよう求めているが、すでに独自のデジタル・サービス税を導入している国では、収入減のリスクを考慮して、このような方法をとることをためらっており、今後は米国と欧州との対立が深まる可能性がある。

[II]

問 1

それに続く数十年間に二度改正されたことにより、この法律は、企業に対し男女の被雇用者の平等な待遇を促すけれども、そうしないことに対して罰則を規定しないような法律から、1999 年以降は、性差別を禁止し、性的ハラスメントを防止する法となり、2007 年以降は、男女ともに、間接的な差別を含んで、差別を禁止する法律へと進展した。

令和4年度 広島大学法学部第3年次編入学試験
問題「外国語（英語）」解答例等

問2

図13.1は、日本における女性の雇用の特徴を示すとされる、いわゆる「M」字カーブ（パターン）が、過去40年間の内に、そのM字の真ん中のへこみが、平板化してきたことを示している。これは、女性が最初に雇用されたのち、結婚または第一子の妊娠によって離職し、子供が小学校を卒業すると、職場に再復帰するという、こうしたパターンを示す女性の数が、ますます少なくなっているということである。しかし、こうしたパターンは欧州諸国では全く見られないパターンでもある。

問3

男女の職歴の初期の段階では、男女間給与の格差は大きなものではない、18—24歳の年齢グループでは、91対100に過ぎない、しかし、格差はその後、かなり急速に拡大する。

問4

第一に、男女雇用機会均等法が男女差別を禁止したのに対して、大企業は二種類の昇進経路を作ることで対応した。総合職と一般職である。1995年には、わずかに4.7%の企業しか女性を総合職に採用しなかった。総合職採用者には、上位職への昇進が開かれており、給与も上がる。同期入社の男女社員が、年齢を重ねるに従い、男性は昇進し給与も上がるのに対して、一般職に多く採用された女性は昇進できず、給与も低いままとなり、格差が拡大する。

第二に、総合職は、長時間労働が求められ、短い通知期間の後、海外や国内での人事異動が頻繁にあり、家族を持つ多くの女性は、こうした総合職が求める働き方に応じる準備がない。また、妻のために自分のキャリアを犠牲にして、妻に奉仕しようとするような男性もほとんどいない。これらの結果、産業界で上級の管理職のポストを占める女性は例外的となり、その格差はますます拡大する。